

令和7年度船橋市障害福祉サービス等情報公表制度に係る報告計画及び公表計画

1 目的

本計画は、船橋市内の障害福祉サービス等事業者が提供する障害福祉サービス等に
係る障害福祉サービス等情報（「基本情報」及び「運営情報」）の報告、受理、公表を
効率的かつ円滑に実施するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第7
6条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第33条の18の規定に基
づき、報告に関する計画及び公表に関する計画を一体のものとして定めるものとする。

2 計画の策定者

計画の策定者は、船橋市長（以下「市長」という。）とする。

3 基本的事項

(1) 計画の基準日

令和7年4月1日とする。

(2) 計画の対象期間

計画の対象期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 報告に関する計画

(1) 報告の対象となる事業者

ア 令和7年4月1日時点で船橋市障害福祉サービス等情報公表事業実施要綱
（以下「要綱」という。）の別表1のサービスの指定を受けている事業者とす
る。なお、令和7年7月31日時点で廃止している場合は対象とならない。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に要綱の別表1のサー
ビスの指定を新たに受けた事業者。

(2) 報告の方法

市は原則として、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情
報公表システム」を通じて報告を受けるものとする。

(3) 報告の開始

ア 令和7年4月1日より前において指定障害福祉サービス等を提供している
事業者については、令和7年5月1日とする。

イ 令和7年4月1日以降、新たに指定障害福祉サービス等を提供する事業者に
ついては、指定を受けた日とする。

(4) 報告の期限

ア 令和7年4月1日より前において指定障害福祉サービス等を提供している

事業者については、令和7年7月31日とする。

イ 令和7年4月1日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内とする。

(5) 報告内容

船橋市障害福祉サービス等情報公表事業実施要綱第4条に定めるとおりとする。

7 公表に関する計画

(1) 公表の方法

市は、事業者から報告を受けた障害福祉サービス等情報を独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて公表するものとする。

また、市は利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等について行うものとする。

(2) 公表の時期

ア 令和7年4月1日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、令和7年9月30日とする。

イ 令和7年4月1日から令和7年9月1日までに指定障害福祉サービス等の指定を受けた事業者については、令和7年9月30日とする。

ウ 令和7年10月1日から令和8年3月1日までに指定障害福祉サービス等の指定を受けた事業者については、報告後1か月以内とする。

(3) 公表後の障害福祉サービス等情報の変更等

ア 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、当該事項の修正または変更の報告が事業者からされた際は、速やかに公表する。

イ ア以外の情報に関する修正または変更については、随時公表する。

8 苦情等の窓口

障害福祉サービス等情報に係る苦情の総合的な窓口は船橋市健康福祉局福祉サービス部指導監査課とする。